

第 5 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 6 年（行ウ）第 6 2 号（第 1 事件） 令和 6 年（行ウ）第 6 3 号（第 2 事件）
期 日	令和 7 年 2 月 2 8 日午後 4 時 0 0 分
場所及び公開の有無等	東京地方裁判所民事第 3 8 部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	鎌 野 真 敬
裁 判 官	志 村 由 貴
裁 判 官	都 築 健 太 郎
裁 判 所 書 記 官	桑 原 真 帆
出 頭 し た 当 事 者 等	第 1 ・ 第 2 事件原告 岡 田 正 則 同 小 澤 隆 一 同 松 宮 孝 明 第 1 事件原告 浅 倉 む つ 子 同 小 森 田 秋 夫 同 平 和 元 同 丹 羽 徹 同 宮 腰 直 子 同 彌 重 仁 也 第 2 事件原告 加 藤 陽 子 第 1 事件原告兼第 1 ・ 第 2 事件原告ら代理人 同 福 田 護 同 三 宅 弘 同 米 倉 洋 子

同	南	典	男
同	大	江	京
同	神	谷	延
同	辻	田	
第1・第2事件原告ら代理人	関	守	麻紀子
同	大	山	勇一
同	安	齋	由紀
被告指定代理人	田	中	隆士
同	市	原	麻衣
同	鈴	木	吉憲
同	杉	山	勇二
同	加	茂	野
同	伊	丹	俊剛
同	吉	村	淳一
同	日	野	早矢香
同	河	北	浩之

指 定 期 日 令和7年5月16日午後2時30分進行協議（既指定）
 令和7年5月16日午後3時00分口頭弁論（既指定）
 令和7年7月29日午後1時30分進行協議
 令和7年7月29日午後2時00分口頭弁論
 弁 論 の 要 領 等

被 告

準備書面（5）（求釈明に対する回答）陳述

第1・第2事件原告ら

- 1 4頁17行目に「憲法32条」とあるのを「憲法23条」と訂正の上、準備書面（3）陳述

- 2 (1) 28頁11行目に「内閣府本府行性文書管理規則」とあるのを、「内閣府本府行政文書管理規則」と、
- (2) 36頁10行目に「原則として内閣官房内閣総務官において」とあるのを「原則として内閣府大臣官房長において」と、
- (3) 41頁5行目に「菅内閣相続人」とあるのを「菅内閣総理大臣」とそれぞれ訂正の上、準備書面(4)陳述
- 3 準備書面(4)61頁の求釈明③及び④は、第1事件訴状不開示部分目録3Chの黒塗り部分である、第2事件原告らの氏名及び肩書等の下に記載された約2行分程度の不開示部分について釈明を求めるものである。
- 4 令和7年5月12日までに、原告らの準備書面(3)及び同(4)で反論を終えていない争点について、被告の主張に対する反論を記載した準備書面を提出する。
- 5 被告は、乙A第2号証の内閣行政文書管理規則第4条に引用されている「内閣府行政文書取扱規則」及び乙A第3号証第2条に引用されている「内閣府本府における行政文書の取扱いに関する規程」(いずれも本件処分に係る文書作成当時又は本件処分当時のもの)を書証として提出されたい。

被 告

- 1 令和7年5月12日までに、原告らの準備書面(3)及び同(4)に対する反論を記載した準備書面を提出する。その際、準備書面(4)54頁、58頁及び61頁記載の求釈明事項についても、回答の要否を含めて検討する。
- 2 上記5の書証については、提出の要否を含めて検討する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 桑 原 真 帆

（ 甲A 号証 ）

書 証 目 録

（ 原告ら 提出分 ）

（この目録は、各期日の調書と一体となるものである。）

番 号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1 ～ 75	第 1 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2024.4.19付) のとおり ただし、「原本」とあるのを すべて「写し」と訂正 また、甲A40～甲A51の作成者 をいずれも「内閣総理大臣」 と訂正	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
76a1 ～ 83	第 5 回 ☒ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備	証拠説明書(2025.2.26付) のとおり	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			
	第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備		第 回 ☐ 弁 論 ☐ 準備的弁論 ☐ 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。